⑵　労働組合は、組織的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずることが望ましい。
イ　個人情報保護管理者の設置
ロ　個人データの安全管理措置を講ずるための組織体制の整備
ハ　個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
ニ　個人データ取扱台帳の整備
ホ　個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
ヘ　事故又は違反への対処についての手続の策定
⑶　労働組合は、人的安全管理のために雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結について措置を講ずることが望ましい。
⑷　労働組合は、物理的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずることが望ましい。
イ　入退館（室）管理の実施
ロ　盗難等に対する対策
ハ　機器、装置等の物理的な保護
⑸　労働組合は、コンピュータを用いて個人データを取り扱う場合は、技術的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずることが望ましい。
イ　個人データへのアクセスにおける識別と認証
ロ　個人データへのアクセス制御
ハ　個人データへのアクセス権限の管理
ニ　個人データのアクセスの記録
ホ　個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策
ヘ　個人データの移送・通信時の対策
ト　個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
チ　個人データを取り扱う情報システムの監視

3　従業者の監督（法第21条関係）

労働組合は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させる等、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

4　委託先の監督（法第22条関係）

⑴　労働組合は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けることが望ましい。
⑵　労働組合は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
⑶　労働組合は、次に掲げる事項について、委託契約時に委託の内容に応じて明確化することが望ましい。
イ　個人データの安全管理に関する事項で、例えば次に掲げるもの
㈠　個人データの漏えい等の防止及び盗用の禁止に関する事項
㈡　委託契約範囲外の加工及び利用の禁止
㈢　委託契約範囲外の複写及び複製の禁止
㈣　委託契約期間
㈤　委託契約終了後の個人データの返還、消去及び破棄に関する事項
ロ　個人データの取扱いの再委託を行うに当たっての委託元への報告とその方法
ハ　個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
ニ　委託契約の内容及び期間が遵守されていることの確認
ホ　委託契約の内容及び期間が遵守されなかった場合の措置
ヘ　個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
ト　個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲

第７　個人データの第三者提供に関する義務

1　第三者提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）

労働組合は、共済事業その他の事業の遂行に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）

次のいずれかに該当する場合は、１の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。
⑴　法令に基づく場合。なお、当該法令に第三者提供を受ける相手方についての根拠のみがあり、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、労働組合は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性及び合理性が認められる範囲内で対応するものとする。
⑵　人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して労働組合が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合。なお、労働組合は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

3　いわゆる「オプトアウト」（法第23条第２項及び第３項関係）

労働組合は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、１及び２の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
⑴　第三者への提供を利用目的とすること。
⑵　第三者に提供される個人データの項目
⑶　第三者への提供の手段又は方法
⑷　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

ただし、労働組合がこの規定に基づく第三者提供を行っている場合であって、⑵又は⑶に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4　「第三者」に該当しないもの（法第23条第４項及び第５項関係）

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、１から３までの規定にかかわらず、労働組合は当該個人データを提供することができる。
⑴　労働組合が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
⑵　合併、事業譲渡等による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
⑶　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項について、当該共同利用をする前にあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
イ　共同利用をする旨
ロ　共同して利用される個人データの項目